

人材開発支援助成金(人への投資促進コース)の支給対象となった定額制訓練利用者に係る実施状況報告書

(枚目中の 枚目)

1	定額制訓練利用者氏名	
2	事業主の証明	上記の者に定額制訓練(※)を利用させたことを証明します。 年 月 日 役職名 氏名
3	制度利用者の証明	定額制訓練(※)を修了したことを証明します。 (正社員転換日より前の日付を記載してください。) 年 月 日 氏名

※ 訓練全体の実施目的が次の①で掲げるものに該当せず、実施方法全体が次の②で掲げるものに該当しない場合に限る。

①訓練のうち助成対象とならないもの

- 1 職業又は職務に間接的に必要となる知識・技能を習得させる内容のもの(職務に直接関連しない教育訓練)
- 2 職業又は職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるもの
(例:接遇・マナー講習等社会人としての基礎的なスキルを習得するための講習 等)
- 3 趣味教養を身につけることを目的とするもの
(例:日常会話程度の語学の習得のみを目的とする講習、話し方教室 等)
- 4 実施目的が教育訓練に直接関連しない内容のもの
(例:時局講演会、研究会、座談会、大会、学会、研究発表会、博覧会、見本市、見学会 等)
- 5 法令等において講習等の実施が義務づけられており、また、事業主にとっても、当該講習等を受講しなければ当該業務を実施できないもの
(例:労働安全衛生法に基づく講習(法定義務のある特別教育など)、道路交通法に基づき事業者科せられる法定講習 等)
なお、労働者にとって資格を取得するための法定講習等である場合は除く
(例:建設業法の定める土木施行管理技士を取得するための訓練、社会福祉・介護福祉法の定める介護福祉士試験を受けるための教育訓練)
- 6 知識・技能の習得を目的としていないもの
(例:意識改革研修、モラル向上研修 等)
- 7 資格試験(講習を受講しなくても単独で受験して資格等を得られるもの)、適性検査

②OFF-JT訓練のうち助成対象とならない教育訓練の実施方法

- 1 業務上の義務として実施されるものではなく、労働者が自発的に実施するもの
- 2 広く国民の職業に必要な知識及び技能の習得を図ることを目的としたものではなく、特定の事業主に対して提供することを目的としたもの
- 3 訓練コースに定める定額制サービスの利用者が専ら自ら雇用する被保険者以外の者を対象としているもの
- 4 訓練コースに定める定額制サービスに含まれる訓練内容が専ら支給対象外訓練のもの
- 5 訓練指導員免許を有する者、または、当該教育訓練の科目、職種等の内容について専門的な知識・技能を有する講師により行われないもの
- 6 教育訓練の実施にあたって適切な方法でないもの
(例:①あらかじめ定められた計画どおり実施されない教育訓練
②労働基準法第39条の規定による年次有給休暇を与えて受講させる教育訓練)